

許可番号

第13-20-017058号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト  
代表取締役 遠藤 重雄

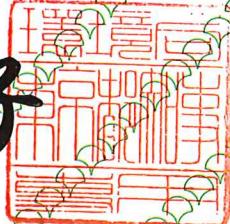
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第6項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年10月17日

許可の有効年月日 令和10年10月16日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体  
(以上13種類)

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(以上7種類)

## 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

(2) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目10番9（第2工場）

## 3 許可の条件

(1) 破碎施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 10月 17日 新規許可

令和 5年 10月 17日 更新許可 第4回

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

（裏面あり）

(裏面)

## 2. 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力 t/日	混合処理能力 t/日	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
焼却	汚泥	—	—	48.0 t/日	産施 第10005号	平成14年4月30日
	廃油	—	—	—		
	廃酸	—	—	—		
	廃アルカリ	—	—	—		
	廃プラスチック類	—	—	—		
	紙くず	—	—	—		
	木くず	—	—	—		
	繊維くず	—	—	—		
	動植物性残さ	—	—	—		
	動物系固形不要物	—	—	—		
破碎	金属くず (他の種類との複合物及び医療系廃棄物に限る。)	—	—	—	産施 第10006号	平成14年4月30日
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (他の種類との複合物及び医療系廃棄物に限る。)	—	—	—		
	動物の死体	—	—	—		
	廃プラスチック類	34.6 t/日	—	—		
	紙くず	38.4 t/日	—	—		
	木くず	73.4 t/日	—	—		
破碎	繊維くず	34.6 t/日	—	—	—	—
	金属くず	54.7 t/日	—	—		
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	194.9 t/日	—	—	—	—
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプに限る。））	2.0 t/日	—	平成23年6月2日		

(2) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目10番9（第2工場）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力 t/日	混合処理能力 t/日	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	319.2 t/日	256.8 t/日	平成24年12月29日	—	—
	紙くず	297.6 t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	117.6 t/日				
	ゴムくず	472.8 t/日				
	金属くず	1,024.8 t/日				
(以下余白)						

この許可証には複数の不正防止処置を施してあります。

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。